

広島県告示第七百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十四年十月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

小河内都志見線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山県郡北広島町吉木字夏焼二四四〇番地先から 山県郡北広島町吉木字夏焼二一四八番一地先まで	新 旧	八・〇〇 一〇・〇〇	九・〇〇 一一・〇〇	幅員減少 不用物件延長 四一・二〇メ ートル 県道七曲千代 田線と重複